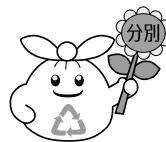


ごみ分別マスコットキャラクター 「エコひまちゃん」通信

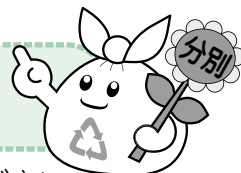


申し込み・問い合わせ
市民部(廃棄物対策担当)(名寄庁舎1階)
☎01654③2111(内線3123~3126)

春の清掃週間 5月5日(日)~11日(土)

今年も「春の清掃週間」を実施しますので、皆様のご協力をお願いします。

5月11日(土)は「一斉清掃日」です！



清掃週間や一斉清掃日における清掃活動の日程は、廃棄物対策担当までご連絡ください。
各地区のごみ収集日は次のとおりです。

名寄市街地区

埋立ごみの日に収集
または11日(土) 午後に収集

そのほかの地区

埋立ごみの日に収集
または 廃棄物対策担当による収集

段ボールコンポストに挑戦してみませんか？

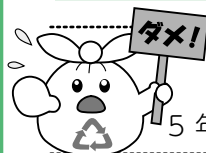
市では、生ごみを堆肥化することで、ご家庭から出るごみの減量化につながる「段ボールコンポスト」の資材を市民の皆さんに無料配付しています。配付時には使用方法や注意点を記載したチラシをお渡ししています。興味のある方は廃棄物対策担当までご連絡ください。

- ◆受付方法 …… 廃棄物対策担当窓口または電話で申込み
- ◆受付期間 …… 5月7日(火)から5月31日(金)まで
- ◆受付人数 …… 40人(申込多数の場合は、初めての方を優先)
(申込数が40人まで達しない場合は、6月28日(金)まで追加募集)
- ◆お届け方法 …… 6月上旬から電話連絡の上、配達
- ◆配付する物 …… ピート君25リットル、温度計

ご自身で用意いただくもの

- 段ボール
- 新聞紙
- シャベル(かき混ぜ用)
- 底上げ用の木材
- など

生ごみを堆肥にする材料です



ごみのポイ捨て・野焼きは「犯罪」です！

5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科が科せられます。

空き地や道路などでは、空き缶やたばこの吸い殻、弁当ガラなどごみのポイ捨てが目立ちます。ごみのポイ捨ては不法投棄と同じく「犯罪」です。絶対にやめましょう。ポイ捨て(不法投棄)されたごみは、ポイ捨てした人が片付けなければならない、投棄した人が不明の場合は、土地所有者(管理者)がごみを処分しなくてはなりません。雑草などの除去や柵・看板の設置などの対策を講じ、不法投棄されない土地の管理をお願いします。

また、ごみの野焼きも法律で禁止され、重い罰則の対象となる行為です。煙や悪臭など、近隣の方にとって大変迷惑な行為となるだけでなく、ダイオキシン類等の有害物質が発生し、環境汚染の原因ともなります。

不法投棄や野焼きを発見した場合は、廃棄物対策担当または警察署に連絡してください。